財務諸表の事務局における確認について

1 趣旨

地方独立行政法人法第34条の規定により、市長は、財務諸表の承認にあたり、評価委員会の意見を聴くこととされている。

これに先立ち、事務局においては、合規性の遵守と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

2 確認内容

(1)合規性の遵守

	チェック項目	適否	チェック結果
1	提出期限は遵守されたか。	適	法定期限の6月30日までに提出された。
2	法廷書類は全て提出されたか。	適	次の書類が提出された。 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、 キャッシュ・フロー計算書、行政サー ビス実施コスト計算書、利益の処分に 関する書類、附属明細書) 決算報告書 事業報告書
			監事・会計監査人の意見
3	監事・会計監査人の監査報告書	適	監事・会計監査人の監査報告書に、適正
	に考慮すべき意見はないか。		であるとの意見の記載があった。

(2)表示内容の適正性

<u> </u>			
	チェック項目	適否	チェック結果
1	記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	適	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
2	計数は整合しているか。	適	合計等の基本的な計数について、整合に ついて確認した。
3	監事・会計監査人の監査報告書 に考慮すべき意見はないか。	適	主要表と附属明細書との相互間のおける整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。
4	運営費交付金に係る会計処理 は適正か。	適	期間進行基準の適用事業について運営 費交付金債務全額が収益化されている ことを確認した

3 確認及びコメント

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額上の重要性の認められる齟齬等はなく、市長による財務諸表の承認に当たって、事務局として特段のコメントはない。